

報道関係者 各位

令和2年11月30日

【照会先】

岩手労働局労働基準部監督課

監督課長

川上 明

主任労働基準監察監督官

熊谷 久

(電話) 019(604)3006

外国人技能実習生の実習実施者に対する令和元年の監督指導結果を公表

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは56.6%～

岩手労働局（局長 小鹿 昌也）では、このたび、令和元年（平成31年）に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導の結果について取りまとめましたので、公表します。

【監督指導結果のポイント】

○労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した
166事業場のうち **94事業場**（56.6%）

○主な違反内容としては、

- | | | |
|----------|-----|---------|
| ①安全基準 | 31件 | (18.7%) |
| ②割増賃金 | 19件 | (11.4%) |
| ③寄宿舍設置届 | 18件 | (10.8%) |
| ④労働時間 | 17件 | (10.2%) |
| ⑤賃金の支払 | 14件 | (8.4%) |
| ⑤寄宿舍安全基準 | 14件 | (8.4%) |

の順に多かった。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。

しかし、実習実施者においては、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、岩手労働局や管内労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導等を実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

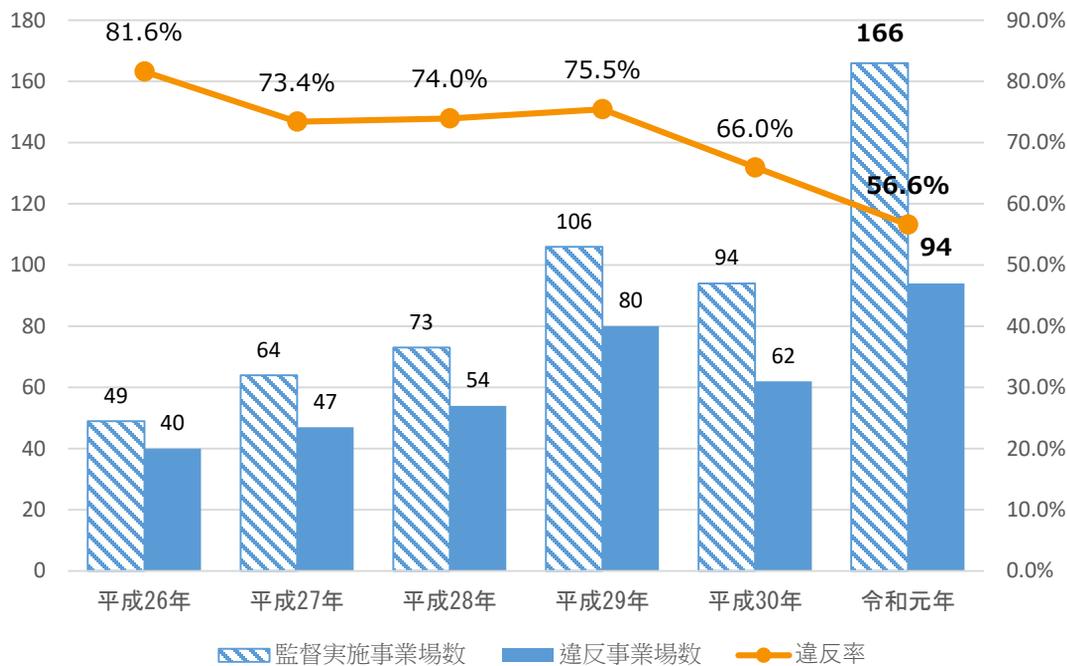
岩手労働局や管内労働基準監督署は、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いのある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和元年）

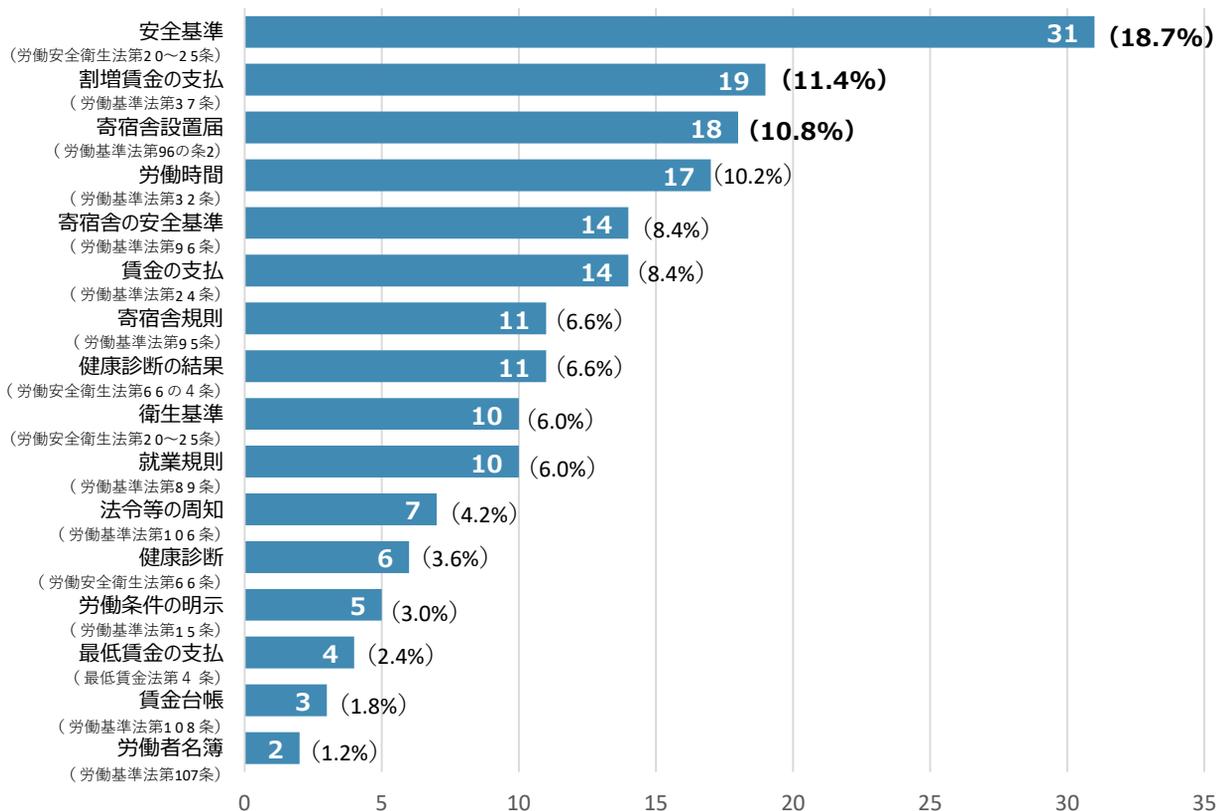
1 監督指導状況

- (1) 岩手労働局内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して166件の監督指導を実施し、その56.6%に当たる94件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(18.7%)、②割増賃金の支払い(11.4%)、③寄宿舍設置届(10.8%)の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導は以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業 場数	違反事 業場数	違反率	主な違反事項				
食料品製造	75	46	61.3%	安全基準 16 (21.3%)	寄宿舍設置届 12 (16.0%)	労働時間 10 (13.3%)		
衣服・繊維	18	8	44.4%	寄宿舍基準 4 (22.2%)	寄宿舍規則 2 (11.1%)	寄宿舍設置届 2 (11.1%)	割増賃金 2 (11.1%)	
機械・金属	21	10	47.6%	安全基準 4 (19.0%)	衛生基準 3 (14.3%)	割増賃金 3 (14.3%)	賃金の支払 3 (14.3%)	労働時間 3 (14.3%)
建設	19	8	42.1%	割増賃金 3 (15.8%)	賃金台帳 2 (10.5%)			
全産業	166	94	56.6%	安全基準 31 (18.7%)	割増賃金 19 (11.4%)	寄宿舍設置届 18 (10.8%)		

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い4職種(食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、機械・金属関係職種、建設関係職種)に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、一般機械器具製造業、
電気機械機具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造・・・食料品製造業

繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他建設業

事例 1

労働災害の発生を端緒に監督指導を実施し、再発防止対策を指導

概要

- 水産食料製造業の事業場において、技能実習生が作動中のスライサーに詰まった材料を取り除くため、材料投入口に右手を入れたところ、刃部に接触し指を骨折する労働災害が発生した。
- スライサーを停止させて材料を取り除くべきであったが、作業手順書が作成されておらず、技能実習生に対する作業の安全に関する教育も行われていなかった。

指導内容

- 1 機械の掃除や調整を行う際は、当該機械の運転を停止するよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号・労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）

- 2 作業手順を作成し、技術実習生に作業の安全に関する教育をするよう指導した。

指導事項

作業手順の周知

指導の結果

- 技能実習生の母国語による作業手順書を作成して安全教育を実施するとともに、当該スライサーの材料投入口に日本語と母国語で表記した注意喚起のシールを貼付することにより、掃除や調整を行う際の機械の運転停止を徹底した。

事例 2

情報に基づいて監督指導を実施し、賃金不払の是正を指導

概要

- 金属製品製造業の事業場について賃金不払に係る情報に基づき、監督指導を実施したところ、定期賃金が毎月遅配している事実を認めた。

指導内容

- 1 不払いとなっていた賃金（割増賃金含む）について支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条第1項違反（賃金の不払い）

- 2 賃金について一般債権に優先して支払うよう指導した。

指導事項

賃金の優先的支払い

指導の結果

- 賃金について優先的に支払われるようになり、遅配が解消された。

事例 3

外部機関からの情報提供を端緒に監督指導を実施

概要

- 外部機関から情報提供があったもの。情報の内容は、長時間労働、各種書類の不備に係るもの。
- 監督指導を実施したところ、技能実習生を含め、36協定の協定時間を超え最長の者で時間外・休日労働が月131時間、また、特別事項の適用回数が年8回と不適切な運用が認められた。
- 労基法に基づく各種書類については、年次有給休暇管理簿、労働者名簿が未作成であった。

指導内容

- 1 36協定の協定時間を超える違法な時間外の休日労働を行わせていたため是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条第1項第2項違反（労働時間）

- 2 労働者名簿、年次有給休暇管理簿を作成するよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第107条第1項違反（労働者名簿）労働基準法施行規制第24条の7違反（年次有給休暇管理簿）

指導の結果

- 違法な時間外、休日労働を解消するとともに、労働時間の実績を日々確認し、長時間労働となる可能性を早期に把握した上で時間外、休日労働の抑制を図ることにより、長時間労働を削減した。
- 労基法に基づく各種書類の整備が図られた。